

プレミアム基準の活用に係る専門委員会における 検討内容等について（案）

平成 28 年度からグリーン購入法の施策の将来的なあり方に係る検討に資するため、現行制度の課題抽出等の議論を開始したところであり、平成 28 年度第 3 回特定調達品目検討会において、「**グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討及びプレミアム基準の活用に関する検討**」が本年度の重点課題の一つとして位置づけられた。

本年度は、昨年度の検討結果等を踏まえ、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方について、具体的な検討を行うこととされた。また、市場の更なるグリーン化を図るとともに、調達側・供給側双方にとって目指すべき方向性を示すため、プレミアム基準を積極的に活用するための方策について引き続き、検討を実施するものとされた。

以下では、本年度実施するグリーン購入法に係る施策の将来的なあり方及びプレミアム基準の活用に関する検討方針について示すこととする。

1. 検討の方法及びスケジュール

（1）専門委員会の設置

特定調達品目検討会（以下「検討会」という。）の下に「プレミアム基準の活用等に関する専門委員会（座長：平尾委員）」（以下「専門委員会」という。）を設置し、専門的な調査・検討を実施する。なお、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討に当たっては、専門委員会における検討状況等について適宜検討会に報告するとともに、検討会における意見等を踏まえ、検討を実施するものとする。

（2）検討スケジュール

専門委員会は検討会と連携を図りつつ検討を行うこととし、4 回程度の開催を予定している。想定している各回のスケジュール及び検討内容は、概ね以下のとおりである。

● 第 1 回専門委員会（平成 29 年 8 月 18 日）

- グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討について
- 検討スケジュールについて

● 第 2 回専門委員会（平成 29 年 10 月上旬頃）

- 特定調達品目検討に当たっての基本的考え方について
- 特定調達品目及び判断の基準等の見直しについて

● 第 3 回専門委員会（平成 29 年 12 月上旬頃）

- グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する中間取りまとめ
- プレミアム基準策定ガイドライン（本編）の改定素案について
- イベントにおけるグリーン購入ガイドラインの改定素案について

● 第4回専門委員会（平成30年2月頃）

- グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方について（平成29年度取りまとめ）
- プレミアム基準策定ガイドライン（本編）の改定案について
- イベントにおけるグリーン購入ガイドライン改定案について
- 平成30年度における検討課題等について

2. 検討の内容

グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討の内容及びプレミアム基準の活用等に係る検討の内容は、以下のとおりである。

2-1 グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

（1）検討の方向性

グリーン購入法は、平成13年4月の完全施行から16年が経過したところであり、法施行当初の循環関連法としての役割のみならず、地球温暖化対策を始め、様々な観点からの取組を発展させる必要があるという共通認識のもと、平成28年度第3回専門委員会において、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する今後の検討の論点と検討の視点を整理した。本年度は、これらの具体的な施策への落とし込みに向け、議論を進めることとされた。

これを踏まえ、本年度は、今後の具体的な見直しについて、いくつか具体的施策もイメージしながら、オプションを検討・整理する。

（2）検討の論点

整理する論点として以下の①及び②について議論を行った。また、これまで特定調達品目検討会及びプレミアム基準の活用に係る専門委員会等において指摘された事項のうち、①及び②に該当しないものや包括的な対策が必要なものについて、以下の③のとおり取りまとめた。

① より環境性能の高い製品・サービスの調達に向けた論点

より環境性能の高い製品・サービスの調達を図る観点から、グリーン購入法において検討すべき課題としてなされた指摘は別紙のとおり。

② 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点

必ずしもグリーン購入の取組が進んでいない主体に対する普及・促進を図る観点から、グリーン購入法において検討すべき課題としてなされた指摘は別紙のとおり。

③ グリーン購入法のあり方に関するその他の検討事項

平成25年度に策定した「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された見直しに当たっての方針の再検討を含め、特定調達品目の継続又は削除に関する具体的な指標について検討を行う。

なお、特定調達品目検討に当たっての基本的考え方の整理・見直しにも直接関連することから、検討においては、以下の内容についても必要な整理を行う。

【判断の基準の設定レベル】

- 原則として国等の機関による特定調達物品等の調達量が確保できること、及び全国において複数の供給可能な事業者が存在することが判断の基準の設定に当たって考慮されるべき要件とされており、判断の基準のレベルはこれを考慮して設定されている。
- ➔ 全体的な基準レベルの引き上げを行うこと、調達率 100%を目標とする必要性等について検討するとともに、判断の基準を満たしたものが十分に普及したかの判断基準についても検討

【経過措置の取扱】

- 判断の基準の設定・見直しに当たり、市場において特定調達物品等の供給が十分でない場合、事業者の保有する在庫を考慮する必要がある場合等に、経過措置を設定している。
- ➔ 経過措置は事前に設定した期間が経過した時点で終了させること（「判断の基準の設定レベル」に関連）の検討

2-2 判断の基準等における3つの視点の明確化

グリーン購入法として、下記（1）から（3）に示した3つの施策に向けた取組に貢献する視点を明確化するため、判断の基準に3つの視点を盛り込む方を検討する。なお、3つの視点は、相互に関連することから、相乗効果が図られるよう検討することが効果的である。

（1）パリ協定を踏まえた地球温暖化対策への対応

2030年の26%削減目標や2050年の80%削減を見据えた中（長）期的な考えを取りまとめる必要もあるものと考えられる。国等が率先して温室効果ガス削減効果の高い製品を購入するような仕組みとして、例えば、プレミアム基準やトップランナー基準に適合するような温室効果ガスの削減効果の高い品目の設定や、クラウド・コンピューティングのように製品ではなく機能・システムとしての評価などについても品目又は判断の基準として追加するよう検討を加える。

（2）資源循環対策への対応

本年度は、近年の国際的な資源循環対策に係る潮流を踏まえ、我が国の循環基本計画の実施状況及び国内外における新循環経済政策パッケージに関係する事例等を参考に、必要に応じ、グリーン購入法の品目選定及び判断の基準等の設定の考え方に「資源効率」や「循環経済」といった概念を取り入れることを検討する。

(3) SDGsの達成に向けた対応

日欧の事業者に対するアンケート調査¹によると、重視するSDGsの目標として、日本の事業者の6割以上が、「ゴール12（持続可能な生産と消費の確保）」を重視すると回答しており、他の目標と比較して最も重視している状況にある。このことから、本年度は、事業者のゴール12の実現のための取組の参考となるようグリーン購入法の判断の基準を、ゴール12の指標を参考にしながら決定することを、可能性も含めて検討する。

表 SDGsに示された指標項目の例

<p>SDGsのゴール12の指標に示された項目の例</p> <ul style="list-style-type: none">● マテリアルフットプリント（MF）<ul style="list-style-type: none">➢ 製品単位当たりのMFの算出、公表● 国内材料消費量（DMC）<ul style="list-style-type: none">➢ 製品単位当たりのDMCの算出、公表● グローバルな食料損失指数<ul style="list-style-type: none">➢ 食品廃棄物、食品ロス削減の取組（食堂、小売業務）● 再生利用率、リサイクルされた物質の重量<ul style="list-style-type: none">➢ 製品の再生利用率● 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数<ul style="list-style-type: none">➢ 報告書の発行について、役務の判断の基準において評価● 持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数<ul style="list-style-type: none">➢ 開発途上国への持続可能な公共調達に係る支援● 環境に配慮した技術のための研究開発に係る途上国への支援<ul style="list-style-type: none">➢ 技術開発支援を行う事業者の評価 <p>SDGsのゴール7の指標に示された項目の例</p> <ul style="list-style-type: none">● クリーンな燃料や技術を主たるエネルギーにしている人口の割合● 最終的なエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合● クリーンエネルギーへの投資 <p>SDGsのゴール15の指標に示された項目の例</p> <ul style="list-style-type: none">● 持続可能な森林管理における進捗● 生物多様性戦略計画2011-2020の愛知ターゲット²の進捗

また、「ゴール7（持続可能なエネルギーへのアクセス）」及び「ゴール15（陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性）」などの関連する目標達成にも配慮が必要である。

¹ 「社会課題（SDGs等）解決に向けた取り組みと国際機関・政府・産業界の連携のあり方に関する調査研究報告書」（一財）企業活力研究所（平成29年3月）

² 生物多様性の価値を、国と地方の計画に統合し、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込むこと。生物多様性が支える生態系サービスの価値を、国や地方公共団体の様々な意思決定に組み込み、政策決定者が生物多様性の損失による影響を適切に評価すること。生態系と生物多様性の経済学（TEEB）や生態系サービスへの支払い制度といった取組が進められている。



2-3 プレミアム基準策定ガイドライン本編及びイベントにおけるグリーン購入ガイドライン（プレミアム基準策定ガイドライン別冊）の改定に係る検討

（1）試行対象品目の点検等

平成 26 年度から 28 年度の試行対象品目とされた品目について、環境省における調達実績を把握し、試行の状況について確認を行う。併せて、他の府省庁における平成 29 年度の調達方針への活用の状況を踏まえ、今後の国等の機関に対する普及・周知のための方策についても検討するものとする。

（2）プレミアム基準策定ガイドライン本編の改定に係る検討

パリ協定の発効を受け、平成 29 年 3 月に改定したプレミアム基準策定ガイドライン（Version1.2）において、低炭素化に係る取組の強化を掲げたところである。

本年度は、第 5 次環境基本計画の見直しに係る検討が中央環境審議会において開始されたところであり、地球温暖化対策や SDGs を巡る情勢への対応と併せて、新しい環境基本計画の策定における議論を踏まえ、主な環境政策への対応方針について追加・変更等の検討を行う。また、LED 照明（器具及びランプ）、自動車等が見直し予定とされており、これらの品目について必要に応じ、温室効果ガスの排出削減の観点から、特定調達品目検討会への助言を行う。なお、LED 照明（器具及びランプ）については、必要に応じ基本方針への反映を行う。

（3）イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（プレミアム基準策定ガイドライン別冊）の改定に係る検討

平成 26 年度及び 27 年度のプレミアム基準の活用に係る専門委員会において、オリ

ンピック・パラリンピックロンドン大会及びリオ大会や国際的な関連規格等を踏まえ、2020年の東京大会における活用も視野に入れ、イベントの運営及び調達に係る基本的な考え方やイベントにおけるプレミアム基準適用対象の考え方を整理し、平成28年度においてイベントにおけるグリーン購入ガイドラインをプレミアム基準策定ガイドライン別冊として作成した。

初版では、共通ガイドライン8カテゴリー、品目別ガイドライン6品目、イベントにおける考慮事項を2項目設定しているが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において今後、紙及びパームオイルの調達コードの策定が予定されていること等を踏まえ、ガイドラインへの記載内容等への反映について検討を行う。

なお、現段階では、プレミアム基準策定ガイドラインにおいては、特定調達品目を対象としてプレミアム基準の考え方や活用例を示しているところであり、より広範な環境物品等の調達を促進していく主旨から、イベントにおけるグリーン購入ガイドラインの活用状況を踏まえ、プレミアム基準を示す品目の拡大については必要に応じて検討を行う。

3. その他

(1) 配慮事項に係る検討との整合

配慮事項については検討会において、その位置づけが不明確との指摘がなされたことから、将来的な扱いを含めて、その位置づけの明確化を図るとともに、特定調達品目間の記載内容等の整合に係る検討を進めることとし、可能な品目について適時対応を進めているところである³。

また、前記の資源循環対策への対応を踏まえつつ、包装の設計・製造段階における3Rに係る環境配慮設計を促進する観点から、平成27年5月及び同年12月に発効されたJIS規格⁴を踏まえ、包装の環境配慮設計への取組を配慮事項として設定する可能性について検討を行うものとする。

さらに、プレミアム基準の考え方を判断の基準及び、配慮事項に組み込む方法も検討対象となることが想定されることから、これまでの配慮事項に係る検討との整合を図りつつ、検討を進めることが重要である。

(2) 検討に当たっての留意点

上記(1)に示した配慮事項に係る検討との整合に係る検討のほか、品目別のプレミアム基準のレベルについては、将来的な技術開発動向等の見込みを把握し、適切に

³ 特定調達品目の判断の基準等の記載内容・様式等の統一化、配慮事項の見直しについては、当該品目の判断の基準等の見直し時点において実施することを原則としている。

⁴ JIS Z 0130-1～6。JIS Z 0130-2(包装システムの最適化)においては、包装の環境負荷が最小化されていることの評価を実施する。さらに、リユースする包装である場合は、JIS Z 0130-3(リユース)に規定される要求事項を満たしていることを評価する。

設定する必要があることから、必要に応じ、学識経験者、関連する業界団体及び事業者等への照会やヒアリングを実施するものとする。

検討された論点

グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討に当たって、プレミアム基準の活用に係る専門委員会において整理する論点として、以下のような事項について議論を行った。

① より環境性能の高い製品・サービスの調達に向けた論点

プレミアム基準の考え方にも示されているとおり、国等の調達担当者は現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、より高い環境性能に基づく基準を設定し、当該基準を満たした物品等を調達することにより、環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果が市場にもたらされることが期待される。

こうした、より環境性能の高い製品・サービスの調達を図る観点から、グリーン購入法において検討すべき課題として、以下のような指摘がなされた。

- パリ協定を踏まえ平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画における2030年度の中期目標（温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減）及びその先の2050年度の長期目標である80%削減の達成を目指す観点から、グリーン購入法が担うべき役割について検討する必要がある
- 温室効果ガスの中長期目標の達成に向けて、大幅なCO₂の排出削減が見込める製品等が開発される契機となるような役割を果す必要がある
- より環境性能が高い製品・サービスを普及するためには、公共部門が率先して、より環境性能の高い製品・サービスを購入する取組が不可欠であり、調達基準のレベルについてもトップランナーを目指す必要がある
- 製品の開発・供給に携わる事業者にとって明確にインセンティブとなる基準や仕組みを検討する必要がある
- 他の府省庁や環境施策との連携が重要であり、市場の牽引・イノベーションの促進に寄与するとともに、他の施策等で開発した技術や製品等をグリーン購入において積極的に受け入れていく必要がある
- 環境政策上重要な技術や製品等については、供給事業者が少ない場合であっても、調達を可能とする仕組みの検討が必要である
- 配慮事項の判断の基準への確実な格上げとともに、一定期間の経過後にプレミアム基準を判断の基準として位置づける等基準の引き上げ前提とした運用を行うことが必要である
- グリーン購入法は調達側が求める環境性能に係る基準を設定するものであり、必要

以上に供給側のレベルを考慮することは不要である

② 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点

地方公共団体においては、グリーン購入の調達方針を策定している団体の割合は、都道府県・政令指定都市においては100%、市区においては、73.8%、町村においては35.0%、全体では55.0%となっており、団体の規模により取組状況が異なっている。また、過去5年間の取組状況をみると、ほぼ横ばい傾向となっており、地方公共団体へのグリーン購入の更なる普及・展開が課題となっている。

また、平成26年度の環境にやさしい企業行動調査によると、グリーン購入の実施状況については、上場企業⁵では「実施している」が76.7%、非上場企業⁶では54.1%と、上場企業のグリーン購入への取組が相対的に進んでいる。他方、地方公共団体と同様に、規模が小さな事業者にとっては、グリーン購入の実施（製品等の選択、購入実績の集計等）が必ずしも容易ではない状況にあるものと考えられる。

こうした必ずしもグリーン購入の取組が進んでいない主体に対する普及・促進を図る観点から、グリーン購入法において検討すべき課題として、以下のような指摘がなされた。

- 多くの人材や時間を割くことができない地方公共団体や民間（事業者、消費者）がグリーン購入に容易に取り組むことができるよう、環境ラベル等の積極的な活用方策等を検討する必要がある
- さらにグリーン購入を推進するためには、地方公共団体や民間（事業者、消費者）が購入を進めやすい品目を追加する等の方策を検討する必要がある
- 地方公共団体や民間（事業者、消費者）がグリーン購入を一層進めるためには、国等の機関において調達がない又は少ないものであっても、地方公共団体や民間（事業者、消費者）における調達の多い品目などを特定調達品目とすることについて検討が必要である
- グリーン購入を実施することのメリット、環境負荷低減効果に関する情報や算定ツールの提供を行い、地方公共団体や民間（事業者、消費者）の取組を支援・促進する必要がある
- グリーン購入に関する国民の意識と行動のギャップを埋めるため、製品等に係る環境情報を消費者に明確に伝えていくために必要な方策を検討する必要がある

⁵ 東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業818社

⁶ 従業員500人以上の非上場企業及び事業所2,182社